

## 美容医療の説明責任・美容医療サービスの表示（広告）に関する行政当局の対応

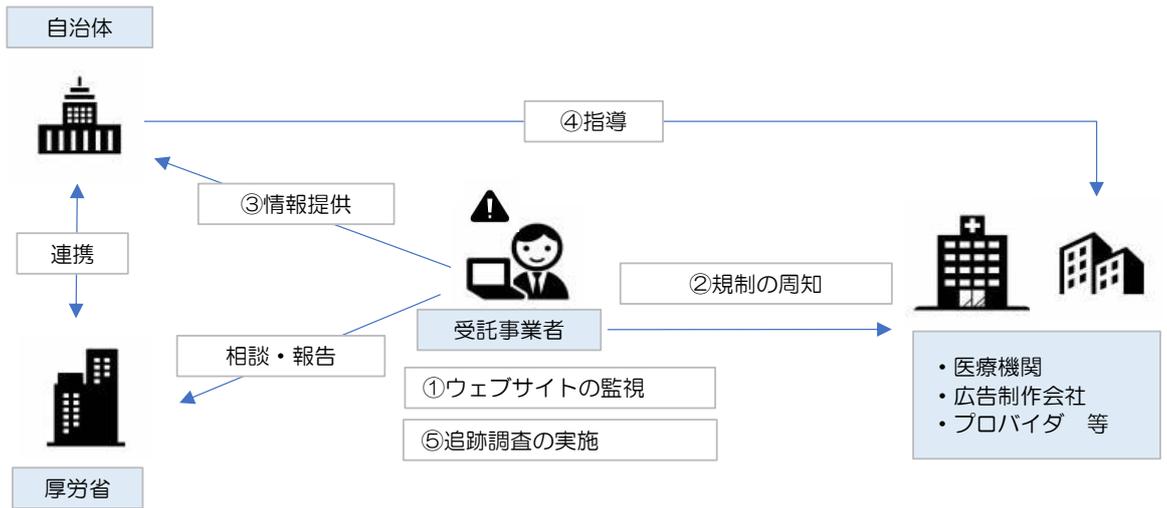
医療法第1条の4第2項	「医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療の担い手は、医療を提供するに当たり、適切な説明を行い、医療を受ける者の理解を得るよう努めなければならない」と定められている。 (いわゆるインフォームド・コンセント)
↓	
法の精神に則り、各種の指針が策定された。	
2003年9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生労働省は「診療情報の提供等に関する指針」において、医療従事者が原則として診療中の患者に対して丁寧に説明しなければならない事項として、</li> <li>①「予後」</li> <li>②「処置及び治療の方針」</li> <li>③「代替的治療法がある場合には、その内容及び利害得失」</li> <li>④「手術や侵襲的な検査を行う場合には、その概要、危険性、実施しない場合の危険性及び合併症の有無」等を掲げた。</li> </ul>
2007年3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生労働省は「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針」を定め、医療に関する広告（表示）についての基本的な考え方や、医療法上の広告（表示）規制の対象範囲、広告（表示）可能な事項について示した。</li> </ul>
↓	
しかしながら、徹底が不十分であった。	
2011年11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者委員会が消費者を対象に実施したアンケート調査では、</li> <li>①「施術によって起こり得る副作用や効果の個人差」について事前に説明を受けたと回答したのは約50%</li> <li>②「解約・返金に関するルール」について事前に説明を受けたと回答したのは約21%にとどまっていた。</li> </ul>
2011年12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者委員会は、「エステ・美容医療サービスに関する消費者問題についての建議」を公表した。</li> <li>・建議では、内閣府と厚生労働省に対し、</li> <li>①「健康被害等に関する情報の提供と的確な対応」</li> <li>②「エステ等を利用する消費者の安全確保のための措置」</li> <li>③「不適切な表示（広告）の取締りの徹底」</li> <li>④「美容医療サービスを利用する消費者への説明責任の徹底」を求めた。</li> </ul>
↓	
消費者委員会等からの問題提起に対応し、さらに指針が策定された。	
2012年9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生労働省は「医療機関のホームページの内容の適切なあり方に関する指針」を作成し、ホームページに掲載すべきでない事項や掲載すべき事項を示した。</li> </ul>
↓	
依然として、問題が発生した。	

<p>2013年5月</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>国民生活センター</b>からは、勧誘に問題がある相談（※1）がみられる一方、医療法や指針にはこれらを明確に規制する規定がなく、何らかの<b>ルール作りが必要であるとの指摘</b>がされた。</li> </ul> <p>（※1）相談例：①不安をあおる ②割引を強調する ③断っても勧誘を続ける ④即日施術を迫るなどの「問題勧誘」 ⑤虚偽説明 ⑥薬剤、施術、施術の必要性等について医学的な根拠が明確でないのに、効果があるとする「問題説明」 ⑦解約できないとの説明、解約料が高額であるなどの「解約妨害」など。</p>
<p>その後の対応。</p>	
<p>2013年6月</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>厚生労働省</b>は消費者委員会からの意見（2013年5月）等を踏まえ、2013年6月に「<b>消費者基本計画</b>」を改定した。</li> <li>・ <b>美容医療も「重点施策」の1つとして挙げられ</b>、医療機関のホームページにおける表示適正化を担保するとともに、利用者への<b>説明責任を徹底して実現することとした</b>。</li> </ul>
<p>2013年9月</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>厚生労働省</b>は新たに「<b>美容医療サービス等の自由診療におけるインフォームド・コンセントの取扱い等について</b>」を都道府県等に通知した。</li> <li>・ 本通知では、美容医療をはじめとする自由診療について、指針に示された事項に加え、（※2）に示された事項についても事前に説明を行うことを求めている。</li> </ul> <p>（※2） 美容医療サービス等の自由診療におけるインフォームド・コンセントの取扱い等について（抜粋）</p> <p>①診療情報の提供に当たっては、品位を損ねる又はそのおそれがある情報及び方法を用いて説明してはならない。公の秩序若しくは善良の風俗に反する情報又は虚偽若しくは誇大な情報についても同様とする。</p> <p>②実施しようとする<b>施術に要する費用</b>等（当該費用によって受けることができる施術の回数や範囲、保険診療での実施の可否等も含む。）や当該<b>施術に係る解約条件</b>について、必ず当該施術前に、当該施術を受けようとする者に対して、丁寧に説明しなければならない。</p> <p>③<b>施術の有効性及び安全性</b>に係る説明に当たっては、<b>施術の効果の程度には個人差がある旨</b>についても、必ず当該施術前に、当該施術を受けようとする者に対して、直接丁寧に説明しなければならない。</p> <p>④<b>即日施術の必要性が医学上認められない場合には、即日施術を強要すること等の行為は厳に慎まれるべきである</b>。やむを得ず即日施術を受けることを希望する者については、十分に当該即日施術の説明を行うとともに、当該即日施術を受けるかどうか熟慮するために十分な時間を設けた上で、当該即日施術を実施しなければならない。</p>
<p>2015年7月</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>消費者委員会</b>は、「<b>美容医療サービスに係るホームページ及び事前説明・同意に関する建議</b>」を公表。</li> <li>・ ①「<b>医療機関のホームページの情報提供の適正化</b>」②「<b>事前説明・同意の適正化</b>」の取り組み強化を、厚生労働省に要請した。</li> <li>・ 特に、②「事前説明・同意の適正化」の中で、「<b>消費者トラブルの原因となりやすい即日施術を厳に慎むべきことを徹底すること</b>。」を要請している。</li> </ul>

直近の対応と法律の改正。

<p>2016年9月</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>厚生労働省は、医療機関のホームページ（HP）に虚偽や誇大な表現がないか監視する「ネットパトロール」を2017年度に始めることを決めた。脱毛や脂肪吸引など美容医療を巡るトラブルが相次いでいるため。「絶対安全な手術」といった表現や、「治療後の写真の加工」などが対象になるとみられる。</li> <li>監視対象は美容医療分野に限らず、全医療機関のHPとする方針で、監視業務は民間企業などに委託する方針。</li> <li>ネットパトロールで不適切なHPが見つければ自治体と連携し、表現を見直すよう医療機関に求めることとする。</li> <li>今後、具体的な事例を盛り込んだガイドラインを作成する予定。</li> <li>また、厚労省は医療法を改正して医療機関のHPの虚偽・誇大な表現を規制する方針で、来年の通常国会に改正法案を提出する予定。（現行の医療法では、医療機関が開設したHPは利用者側が検索して閲覧するため「情報提供」や「広報」とみなし、同法上の広告規制の対象としていない。）</li> </ul>
<p>2017年6月</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「医療法の一部を改正する法律」が公布され、1年以内に施行されることが決定した。</li> <li>この法律の中で「医療に関する広告規制の見直し」に関する事項が、第6条の5に規定された。</li> <li>医療機関のウェブサイトについて広告規制の対象とはしないものの、虚偽・誇大な内容等の不適切な表示を禁止し現行の広告規制と同様の命令及び罰則を課すことができるようになった。（今まではウェブサイトについての罰則はなかった。）</li> <li>また、ウェブサイトの監視態勢を強化するための予算が平成29年度に成立する見通し。</li> <li>ネットパトロールと称して、受託事業者に監視と追跡調査を委託する方針が決定。</li> </ul>

監視体制（ネットパトロール）のイメージ



<p>2017年12月</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>政府は美容医療でもクーリングオフを可能とする特定商取引法の政令改正を閣議決定し、2017年12月1日から施行された。</li> <li>エステだけでなく美容医療もトラブル相談が多発していたため規制対象に追加されたもので、2017年12月1日以降に契約したものに適用される。</li> <li>政令改正により、契約期間が1カ月を超え、かつ金額が5万円を超える美容医療について、契約後8日までは無条件で解約できるクーリングオフや、中途解約が可能になる。対象となる施術は「脱毛」や「脂肪の溶解」「歯の漂白」など5種類。</li> <li>さらに事業者には契約時に施術内容や料金、期間を明記した書面を患者へ渡すよう義務づけるほか、うそや強引な勧誘、誇大広告も禁じる。違反すれば行政処分の対象となる。</li> </ul>
-----------------	---